

(意見書案第9号)

緊急事態に関する意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故に関し、我が国の対応は「想定外」という言葉に代表されるように、国家的な緊急事態における国民の安全を守るための法律の不備が指摘されている。

世界の多くの国では、今回のような大規模な災害時には、国家が「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとで迅速に対処しているが、我が国の憲法は平時を想定したものであり、外部からの武力攻撃、テロ及び大規模な災害への対応を想定した「非常事態宣言」が明記されていない。

我が国のように平時体制のままに国家的緊急事態に対処しようとする、被災地で初動活動を行う自衛隊、警察及び消防等が、部隊移動、私有物撤去及び土地収用等初動態勢に手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、さらに被害が拡大することとなる。

また、近年では、尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件、ロシア官僚によるたび重なる北方領土への訪問、北朝鮮による核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命・財産を脅かす事態が発生している。

よって、国においては、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命と財産を守るため、緊急事態に対応する必要な法整備を早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月18日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官  
国家戦略担当大臣

} 宛